

事務連絡  
平成23年4月6日

各都道府県自殺対策主管課 御中

内閣府自殺対策推進室

東日本大震災に係る地域自殺対策緊急強化基金の活用について

自殺対策の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回の東日本大震災を受けまして各自治体におかれましては、被災者の心のケア等の様々な施策についての取組がなされていることと存じ上げます。

被災者の受け入れ、生活支援はもちろんですが、避難所生活が長引く中で被災者、支援者に対する心のケアについての対策が重要であると考えます。被災地はもちろん、被災者を受け入れている都道府県におかれても地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を被災者支援について積極的に活用することが期待されます。

つきましては、今年度計画された事業のうち不要不急の事業を再度見直した上で、以下の運用例を参考に、被災者支援に対する基金の活用について幅広く検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、先般全国自殺対策主管課長等会議でお伝えしました平成22年度基金事業実績（見込み）係数登録につきましては、平成23年4月28日（木）を提出期限としておりましたが、これにつきましては、震災支援策等を優先していただきたいため、平成23年6月30日（木）までに延長いたします。

また、平成23年度事業計画を変更する場合には、変更計画書の提出が必要となりますが、まずはその旨の連絡をしていただくこととし、変更計画の提出時期については適宜ご相談ください。

【運用例】

○被災者、支援者に対する心のケア等の対面型相談支援事業

○被災者、支援者に対する心のケアに関する電話相談事業

○被災者、支援者に対する心のケアに関する研修会実施等の人材養成事業

○被災者、支援者に対する相談窓口周知のチラシ配布等の普及啓発事業

○心のケアの準備に関する臨時職員の人件費、避難所における娯楽費、イベント運営費等の強化モデル事業